

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考えは、経営の効率とコンプライアンスの重視、とりわけ提供している商品としての教育サービスに高い倫理観を持つことと考えております。また、経営の透明性を高め、変化に対応できる自由な企業風土を大切にしています。当社は企業経営の中でいろいろな場面でかかわり合いを持つ株主、従業員、生徒、父母、取引先、地域社会といったステークホルダーに対して、常に変化する市場の中で満足できる教育サービスを企画、立案することが最優先と考えております。株主に対しては、同業他社との差別化を明確にし、顧客満足度を上げ、結果として売上、利益を増加させることにより配当及び企業価値を高めることで報いたいと考えております。

会社の機関

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会により6名の常勤取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は6名(定員10名)で構成され、業務執行の方針を決定し、取締役の職務執行の監督及び代表取締役の選任及び解任を行います。

(2) 監査役会

当社の監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を含む経営の日常活動の監査及び財産の状況の調査、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解任を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社シューエイ	2,143,400	31.94
秀英予備校従業員持株会	338,700	5.04
株式会社ナガセ	266,600	3.97
渡辺 武	200,300	2.98
渡辺 喜代子	198,300	2.95
吉田 嘉明	169,000	2.51
大和証券株式会社	144,300	2.15
株式会社静岡銀行	104,000	1.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	88,500	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

サービス業

500人以上1000人未満

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については有限責任監査法人トーマツと契約しております。監査役と会計監査人は、事業年度ごとに監査体制、監査計画、監査実施状況についての情報交換を行い、必要に応じて報告や説明を実施しております。

代表取締役直轄の独立した内部監査室(1名)が事業所の業務遂行状況の内部監査を実施し、監査による結果はその都度各事業所の状況を含め、代表取締役に報告されております。

監査役は、内部監査室と緊密な関係を保ち、監査結果の情報交換を行い、必要に応じて報告や説明を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐竹 利文	税理士													○
鈴木 一紘	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐竹 利文	○	佐竹利文税理士事務所を開業しており、当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。	＜社外監査役を選任している理由＞ 佐竹利文税理士事務所を開業しており、長年にわたる専門的知識を当社の監査に反映していただくために選任いたしております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
鈴木 一紘	○	株式会社静岡新聞社の元常務取締役であります。株式会社静岡新聞社とは広告掲載等の取引が存在しますが、当該関係の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。鈴木一紘氏と当社との間に記載すべき特別な利害関係はありません。	＜社外監査役を選任している理由＞ 静岡新聞社において長年にわたる業務・経営の経験があり、幅広く豊富な知識と見識を当社の監査に反映していただくために選任いたしております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

事業部門ごとにおける売上、利益の対予算との達成度合いによって年間の報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の年間報酬総額 134百万円
監査役の年間報酬総額 16百万円(うち社外監査役 1百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役、監査役の報酬限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、社外監査役の要求に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は女性1名、男性5名の計6名で構成され、監査役会は常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名で構成されております。迅速かつ現場に根付いた経営判断を資するために、経営会議(取締役6名、常勤監査役1名参加)を原則月1回、各担当取締役に小中事業本部、高校事業本部、新規事業本部の営業本部長を加えた営業会議をそれぞれ週1回、取締役会及び監査役会をそれぞれ最低年5回開催しております。これによって重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

監査役は監査役会が定めた監査計画に基づき監査を行っており、業務執行の状況や会社のコンプライアンスの問題を十分に監視する体制ができております。また内部統制の整備運用状況については内部監査室との連携を深めております。さらに、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見交換を行っております。会計監査及び内部統制監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融証券取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時・適切な開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任しておりませんが、このたびの会社法改正及びコーポレートガバナンス・コード制定に至る経緯等を踏まえ、取締役会において独立した立場で、企業の効率性や適法性といった適正なコーポレートガバナンス体制の充実に向けた監視・監督機能の役割が求められていることは十分認識しております。

当社の現在の体制は監査役会設置会社(社外監査役2名(東京証券取引所の基準を満たした独立役員))であり、現体制で社外取締役を選任すべきか、会社法改正において新たに導入された監査等委員会設置会社に移行したうえで選任をすべきか、各々の体制での役割や実務運用を十分かつ慎重に比較・検討する必要があると捉えております。

従いまして、第32期定時株主総会での社外取締役選任につきましては、新しい体制に関する議論と切り離して行うのは相当ではなく、鋭意検討を重ねて事前準備を整えたうえで早期に体制を構築したいと考えていることから、見送りとさせていただきます。

なお、平成27年度は現行の監査役会設置会社体制を継続し、今般の会社法改正、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえて、独立した立場による社外監査役からの経営判断の妥当性及び適法性に関する意見を十分に尊重しながら経営をしてまいります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の15日前に発送しております。
その他	招集通知の発送日の翌営業日より、当社のホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会後に実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年次決算、中間決算発表後の年2回、東京にて説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書または四半期報告書を適時開示後HPに掲載しているとともに四半期ごとに作成している決算の補足資料も掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 本部長 渡辺喜代子	
その他	アナリスト・機関投資家に対しての個別訪問を随時実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「秀英予備校 行動基準」にのっとり、お客様の満足の向上、株主の利益と信頼関係の構築に努め、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、株主の皆様をはじめ、従業員、生徒、父母、取引先、地域社会等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めております。また、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査役に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経営会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。

また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告する体制となっており、監査役は当社及び当社子会社の内部統制状況を把握・評価しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査役の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めています。取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えております。

なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理については、監査役規程を制定・施行し、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業にとっても、社会的責任の観点からも必要かつ重要なことです。特に、近年、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言えます。さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠です。

1. 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ・組織としての対応
- ・外部専門機関との連携
- ・取引を含めた一切の関係遮断
- ・有事における民事と刑事の法的対応
- ・裏取引や資金提供の禁止

2. 基本原則に基づく対応

(1) 平素からの対応

- ・代表取締役は、当社の基本原則を社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役に報告します。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は管理本部で統括します。管理本部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携を行います。

・反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らず何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。

(2) 有事の対応(不当要求への対応)

・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに管理本部へ報告、相談し、さらに管理本部から担当取締役等に報告します。

・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、積極的に、外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等に従って対応します。要求が不当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負います。

・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役以下、経営層が関与し、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合に、泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求を防止する意味からも、積極的に被害届を提出します。

・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、管理本部が速やかに事実関係を調査します。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶します。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社としては以下の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

経営方針

当社の経営の基本方針は以下の通りであります。

(1) 教室、自習室、学習・進学指導室、休憩室、ホールなど学習効果を十分に考慮した当社独自の設計による校舎を設立し、全校舎ブロードバンド回線などのインフラが構築されている等高度なニーズに応えられる快適な学習環境を提供すること

(2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること

(3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること

(4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること

(5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること

なお、上記の経営方針に照らし不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、該当事者と東京証券取引所その他の第三者（独立社外者）とも協議の上、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・該当取り組みが基本方針に沿うものであること
- ・該当取り組みが当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ・該当取り組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示の担当部署

当社では、社内規程に従って専務取締役が情報取扱責任者として重要な会社情報の社内管理、適時開示等情報の統括を担当しております。情報取扱責任者のもと、情報管理の事務局は管理本部人事総務部総務課がこれを行い、情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討につき適時開示規則と照らし合わせ協議いたしております。適時開示につきましては、重要な会社情報が生じた場合、情報取扱責任者のもと遅滞なく、管理本部人事総務部総務課が中心となって行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

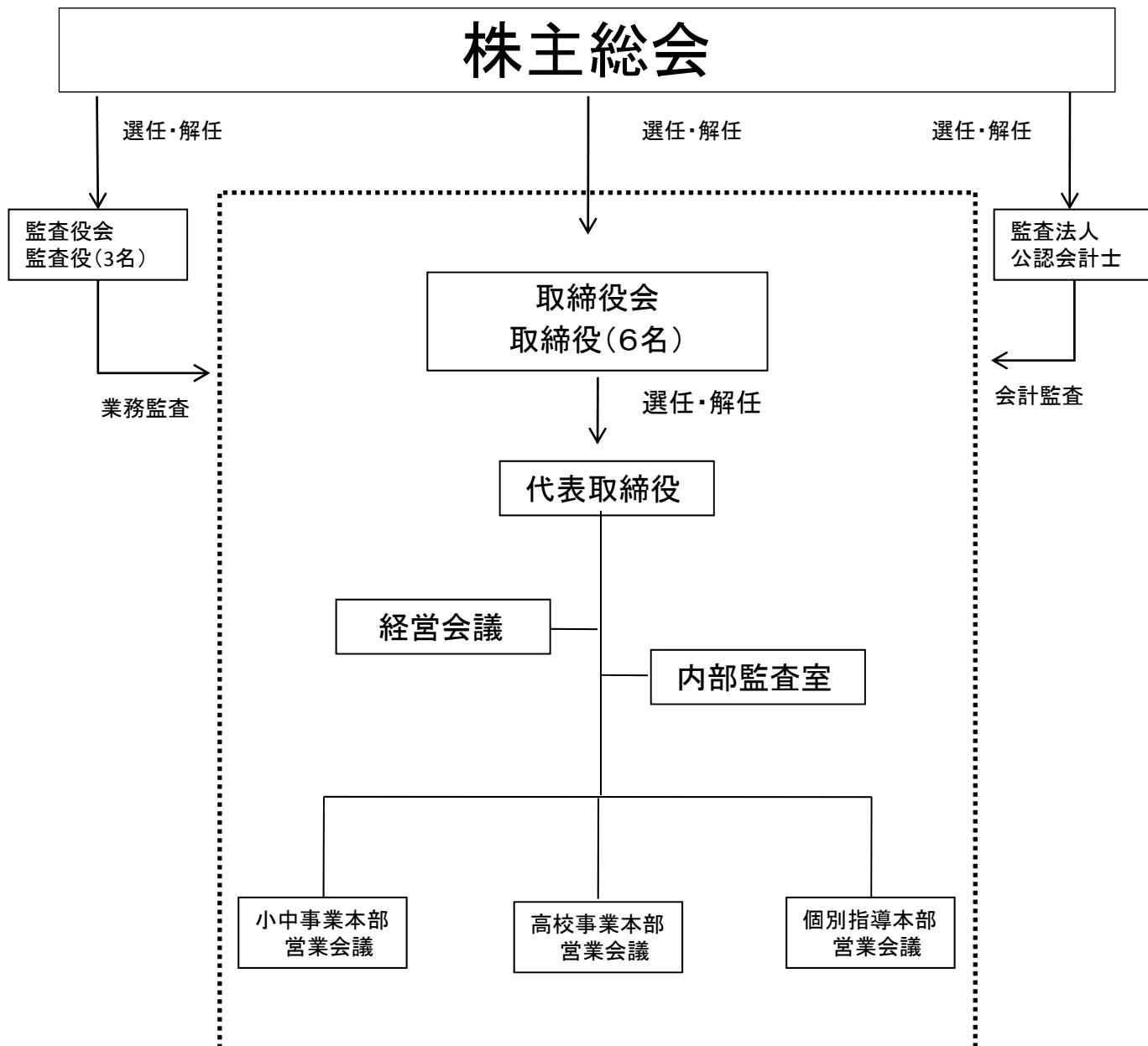
当社では、定例として取締役会を最低年5回、取締役と常勤監査役参加の経営会議を原則月1回、代表取締役社長、取締役、各営業部門の責任者が参加する小中事業本部営業会議、高校事業本部営業会議、個別指導本部営業会議をそれぞれ週1回開催しており、必要に応じて臨時開催もしております。これらの会議では迅速かつ現場に根づいた経営判断をもとに経営戦略等の決定及び発生事実等の報告が行われております。会議における重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、情報取扱責任者のもと、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かを判断を行い、該当する場合は、適時開示を行っております。

また、重要な内部情報が発生した場合には、社内規程に基づき内部情報を保有している部署の責任者は情報取扱責任者、管理本部人事総務部総務課に報告いたします。報告を受けた情報取扱責任者は、内部情報管理を徹底するとともに適時開示の指示をいたします。

3. その他の取り組み

適時開示体制のその他の取り組みとして、監査役及び代表取締役直轄の独立した内部監査室(1名)による監査を実施しております。また社内規程においては「コンプライアンス規程」を定め、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為等に対する通報窓口を設置し、会社として適時に把握できる体制をとっております。さらに、社会の一員としての責任を果たし、企業として存続していくための守るべき最も基本的なルールとして「秀英予備校行動基準」を作成し、実践しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要】

